

第 13 編 港 灣 編 13-1

第 1 節 適用 13-1

第13編 港湾編

第1節 適用

1. 浜松市の発注する港湾及び漁港工事は、静岡県土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部監修）第13編 港湾・漁港編によるものとする。
2. 前1項に定めのない事項については、本仕様書の規定によるものとする。